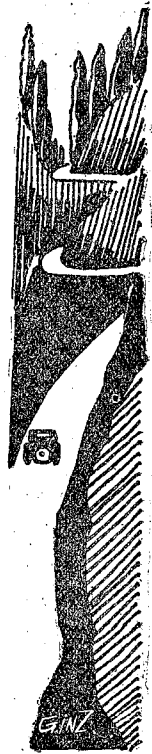


批評と紹介



滿洲道路研究會生る

江 守 保 平

新興滿洲國に於ける道路建設事業は既にそれ自體が産業開發上に重要な役割を務めてゐるものであるが尙ほ目下の情勢に於ては治安維持上その整備が一日も忽せにするを許さざる状態にあるのである。

現在滿洲の道路建設事業に携はつてゐるものとしては先づ國道局が統制ある組織のものと全滿に亘つて國道網の充實に活躍を續けてゐるが又民政部統轄のもとに各省及び縣に於て補助道路の建設に暇がない。

この外各地方の治安維持會に於ては治安維持に必要な道

路を賦役等によつて直接築造する場合が非常に多いのである。此の種の道路が同時に又産業道路として發達して行くのである。

一方都市内に於ける街路に於ては先づ國都建設局が首都新京に於ける都市計畫事業を一手に引受け街路網の整備に専念してゐるがその外の主要都市に於ては市政公署など所管官廳に於て各々街路の築造維持に忙がしい、又鐵道沿線附屬地内の道路管理については滿鐵各地方事務所の努力に俟つ所が多いのである。

かくの如く各方面に散らばつてゐる滿洲道路關係者の間に於てかねてから或る種の會合を催し道路技術なり道路行政なり更に進んで交通政策なりについて意見の交換をしてみたいと云ふ希望が度々おこつて居たのであるが色々な事情でいつも其の儘になつてゐた。

所が最近國道局民政部國都建設局關係者などの間に協議が進められ機が熟して茲に滿洲道路研究會が生れたのである。

會の名稱を先づ滿洲道路研究會としその創立準備委員會が次の様な人達によつて七月十三日新京中央銀行俱樂部に於て催された。

尙その會合で取極められた設立趣旨書及び會則は次に掲げた通りである。

創立準備委員

直木倫太郎 米田 正文 近藤 安吉
坂田 昌亮 辻川 勝雄 溝江 五月
本間 徳雄 坪 恒照 伊知地綱彦

原口忠次郎 津田 賢次 松本 進
江守 保平

町田 義知 近藤謙三郎 武藤 吉治

中島 時雄 伊藤茂利三

滿洲道路研究會趣旨書

昭和七年夏道路改良會主催の道路講習會が東京に於て開催せられた際に道路改良會々々長水野鍊太郎氏の挨拶の中で『長春といふ所がありますが其の長春の城外を馬車で行つたところが馬が偶々道路の泥濘の内に陥つてしまつて動くこともどうすることも出来ない。而も馬の腹の所まで泥濘で埋つてしまつたのであります。』

茲に於て私は初めて支那では道路に於て馬が溺死するといふことを聞いて居たが、これは本當であるといふことを感じたのであります……』と述べてゐる。

然るに丁度この講習會の開催せられた年に滿洲國の獨立が世界に宣言せられ爾來滿洲國は重要國策として重點を交通政策に置き銳意其完成に努めた。就中道路政策は特に當

局の意を用ふるところなり道路の建設に世界交通史上未嘗有の驚異的飛躍が行はれて將來愈々進展すべき情勢にあり水野會長の談話は一片の笑話となるの日遠からずと信ず、かくの如くして年々歳々道路の建設に投ぜらるゝ國費は數千萬圓に達しつゝあり、従つてこの事業を最も効果的に而も最も經濟的に遂行するは吾々道路關係者の重大なる責務であり、一日を忽にし得ざる緊急事である。

茲に於て道路事業に關與する者相集り滿洲道路研究會を組織し道路に關する各種の研究調査を行ひ或は會員相互の意見を交換して智識の向上を圖り以て道路國策の遂行に寄與せんとするものである。

康德二年七月

滿洲道路研究會々則

第一條 本會ハ道路ニ關スル研究調査ヲナシ以テ滿洲道路

事業ニ貢獻セントスルモノナリ

第二條 本會ハ滿洲道路研究會ト稱ス

第三條 本會ノ會員タルヲ得ル者ハ左ノ資格ヲ備ヘタル者

トス。

一、滿洲ニ於ケル道路事業ニ携ル者

二、其他道路事業ニ關シ學識經驗アル者

第四條 前條ノ資格ヲ有スルモノニシテ本會員タラントス

ルモノハ會員ノ紹介ニヨリ會長ノ承認ヲ受クベシ。

第五條 本會ハ必要ニ應ジ印刷物ヲ會員ニ頒チ又ハ講演會

等ヲ催ス。

第六條 本會ハ毎月一回例会ヲ開ク但シ必要ニ應ジ臨時會

ヲ催ス。

第七條 本會ニ會長一名幹事若干名ヲ置ク。

第八條 會長ハ會員ノ互選ニヨリ選出シ其任期ヲ一ケ年ト

ス。

第九條 幹事ハ會長之ヲ指名シ會務ヲ掌ル。

第十條 本會ハ本部ヲ新京(國道局)ニ置ク。

第十一條 會員ハ會費トシテ毎年金五圓ヲ納ムベシ。

第十二條 會則ノ改正ハ會員過半数ノ承認ヲ要ス。

第一回の會合に於て會則を極めると同時に會長及び幹事の薦衝が行はれ第一回の會長としては國道局長直木倫太郎博士を煩はすこととし幹事としては江守保平、米田正文、坪恒照、津田賢次、伊藤茂利三、伊知地綱彦の諸氏が指名された。

會員としては會則の範圍に於て國道局民政部、交通部、滿鐵その他の關係官公署及び關東關係に於て廣く求める外民間に於ける道路研究家をも蒐ぬる筈である。

本會の事業に就いては趣旨書並びに會則に於て大體その輪廓が表はされて居るが此種の會としては既に内務省關係の道路改良會、東京の道路研究會、關西道路研究會もありまするので尙將來の提携も考慮せられる所である。

本會の將來行はんとする調査研究事項としては準備委員會に於て次の如き提案が出て居るが尙此の外時機に適したる研究題目が擧げられることになるに違ひない。調査研究方法としては例會に於て一つの題目を捉へて會員間に討議を行ひ又必要に應じては委員を擧げて更に突き進んだ研究

をなすことにもなるであらう。

之等研究調査の外道路に關する講演會を催し又は視察旅行を行ふことなども此の種の會としては要々ある筈である。(江守記)

調査研究事項案

題目

- 一、道路經濟調査
- 二、道路行政組織ノ研究
- 三、道路費ノ財源
- 四、道路關係法規ノ制定
- 五、道路網計畫
- 六、道路ノ設計基準ノ制

摘要

- 道路改良費ト運輸費トノ關係道路、鐵道、河川ニヨル運輸費ノ比較
- 道路行政遂行ニ適應スル組織ノ研究
- 道路法、同構造令、道路取締令、自動車取締令等ノ制定案作製
- 道路系統ノ研究
- 國道、市道、縣道等ノ設計基

定

七、道路用材料ノ研究

八、路面構造及工法ノ研

究

九、鋪裝ニ關スル試験

一〇、構造物ノ構造及工
法

一一、路盤ニ關スル試験

一二、交通車輛ノ研究

一三、道路工事ノ施行方

法

一四、道路ノ維持管理

紹介

準ノ制定ニ關スル調査研究
等

一五、路上並ニ路下施設
ニ就テ

並木、照明、標識、駒止、
地下埋設物等ノ施設

路面用、砂利、碎石、セメ
ント、瀝青材等ノ研究

一六、各國ノ道路研究会
及萬國道路會議トノ聯
絡方法

砂利道、碎石道、簡易鋪裝

高級鋪裝等ノ研究及特殊工

法ノ研究等更ニ各種仕様書

ノ作成

濕度ノ變化及其ノ他ノ影響

ニヨル各種鋪裝ノ研究

土ニ關スル研究其他

直營、請負及賦役ニヨル研

究